

富山地方最低賃金審議会
令和5年度第1回百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会 議事録

1. 日 時

令和5年9月26日(火) 13:00~15:00

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員	高倉委員、両角委員、長尾委員
労働者代表委員	山本委員、鈴木委員
使用者代表委員	江下委員、中委員、寺山委員
事務局	福永労働基準部長、山越賃金室長、河合賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 専門部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会運営規程について
- (3) 特定最低賃金審議運営事項について
- (4) 専門部会の審議日程について
- (5) 労働経済等関係指標について
- (6) 最低賃金に関する基礎調査結果について
- (7) 最低賃金に関する労使協定締結状況について
- (8) 参考人の意見表明について
- (9) 労使各側の基本的主張について
- (10) 金額等審議
- (11) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[河合賃金室長補佐] 定刻となりましたので、ただ今から、令和5年度第1回百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会を開催させていただきます。

部会長が選出されるまで進行を務めさせていただきます、富山労働局賃金室の河合です。よろしくお祈いします。

本日は労働者代表の加藤委員が御欠席、使用者代表の江下委員が30分程度遅れて御参加との御連絡を頂戴しておりますが、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告します。

今年度初回の会議ですので、富山労働局労働基準部長の福永から御挨拶申し上げます。

[福永労働基準部長] 日頃より、労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っております

ことに、厚く御礼申し上げます。

また、本日は、第1回百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会を開催いたしましたところ、御多忙の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今年度の特定最低賃金の審議につきましては、改正の申出がありました3件の最低賃金すべてにつきまして、8月23日に開催されました第5回富山地方最低賃金審議会におきまして改正決定の必要性を認めるとの答申を頂き、同日付けで富山労働局長から改正決定に係る諮問をさせていただいたところでございます。

これを受け、本審議会におきましては、特定最低賃金ごとに専門部会を設置し、改正決定に係る調査審議を行っていただくこととなります。

委員の皆様におかれましては、関係労使のイニシアティブにより設定されるという特定最低賃金の性格を御理解いただきまして、全会一致による決議に御配意の上、十分な御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

[河合賃金室長補佐] 議事に入ります前に、委員を御紹介させていただきます。

資料No.1として委員名簿をお配りしておりますので、名簿の順に御紹介させていただきます。

まず、公益代表委員を御紹介します。

高倉委員です。高岡法科大学 法学部 特任教授でいらっしゃいます。

両角委員です。富山大学 経済学部 経済学科 教授でいらっしゃいます。

長尾委員です。富山国際大学 名誉教授でいらっしゃいます。

次に、労働者代表委員を御紹介します。

本日は御欠席ですが、加藤委員は全大和労働組合富山支部 支部長でいらっしゃいます。

山本委員です。イオンリテールワーカーズユニオン 北陸信越グループ事務局次長でいらっしゃいます。

鈴木委員です。UAゼンセン富山県支部 次長でいらっしゃいます。

続いて、使用者側代表委員を御紹介します。

現在御不在ですが江下委員です。富山県中小企業団体中央会 専務理事でいらっしゃいます。

中委員です。株式会社大和富山店 業務推進部長でいらっしゃいます。

寺山委員です。一般社団法人富山県経営者協会 専務理事でいらっしゃいます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、会議次第にしたがいまして、議事1の専門部会長と同代理の選出をお願いしたいと存じます。

専門部会長等の選出につきましては、最低賃金法第24条及び第25条に基づき、公益委員のうちから委員の選挙により決定することとなっておりますが、当審議会におきましては、慣例により、労使各側委員の代表の話合いによって決定しておりますので、今回も同様の方法により決定していただきたいと思っております。

あらかじめ労使で調整済みと伺っておりますので、労使いずれかの側から発表していただきたいと存じます。

[鈴木委員] 労働者側の鈴木ですが、私の方から発表させていただきます。

部会長を高倉委員に、部会長代理を両角委員にお願いしたいと思います。

[河合賃金室長補佐] 部会長に高倉委員、部会長代理に両角委員とのことですが、御異議はございませんでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[河合賃金室長補佐] 御異議がないようでございますので、部会長は高倉委員、部会長代理は両角委員と決定されました。それでは、今後の議事進行を高倉部会長にお願いします。

[高倉部会長] ただ今部会長に選出されました高倉です。

部会の運営に当たりましては、全会一致となりますよう努めてまいりたいと考えております。精一杯務めさせていただきますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

今年度の特定最低賃金の審議につきましては、8月23日に富山労働局長から3件の特定最低賃金について改正決定の諮問があり、当審議会では、その3件について、それぞれ専門部会を設置して審議することとなっております。

改正決定に関する諮問文は、資料No.2として写しが添付されておりますので、御確認いただきたいと存じます。

次に、議事2の「専門部会運営規程について」ですが、事務局から説明してください。

[河合賃金室長補佐] 資料No.3として、当専門部会に係る運営規程（案）をお配りしております。みなさま、御一読いただきますようお願いいたします。

なお、内容につきましては、昨年と変更はございません。

[高倉部会長] 今ほどの運営規程（案）について、御意見や御質問はありますでしょうか。

[鈴木委員] 労働側の鈴木です。運営規程（案）の最後のところのこの規程は令和5年9月27日からということですが、本日は26日なので日にちが1日ずれていませんか。

[山越賃金室長] 正式な運営規程施行日は9月26日なので、日付は修正させていただきます。申し訳ございません。

[高倉部会長] ほかにはございませんか。

[寺山委員] 第3条を御覧いただきたいのですが、部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システムと記載がありますが、昨年も同様に記載されており、このテレビ会議システムの対応の状況を少し教えていただければと思います。

[山越賃金室長] 結論としましては、昨年度と変わりはございません。昨年度の状況を説明

させていただくと、テレビ会議システムの運営規程に関しましては、中央最低賃金審議会に合わせて、多少の文言は違おうとしても、昨年度全国一斉に最低賃金専門部会の規程に入れ込んでおります。申し訳ございませんが、機材等の配備がない状況ですので、セキュリティ等を考えた場合に、現時点では富山労働局において、テレビ会議システムを用いて審議会を行える体制になっておりません。いずれそういった体制ができると聞いておりますが、それに向けて事前に運営規程に入れ込むことにしております。昨年同様、今年度は状況のほうは変わっておりません。

説明は以上です。

[寺山委員] ありがとうございます。今年度はたぶん使うことはおそらくないと思いますので、また来年度以降検討いただければと思います。

[高倉部会長] ほかにございませんか。

[労使各側委員] ありません。

[高倉部会長] ほかに御意見・御質問がないようですので、運営規程につきましては原案どおりといたします。

ここで、ただ今採決された運営規程に基づき、当専門部会の公開について、部会長としての判断をお話いたします。

本年度の当専門部会については、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議に関しましては、公開したいと思います。

一方、公労、公使といった二者での個別での審議に関しましては、運営規程第5条に定める「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合」等に該当すると考えられますので、当規程に基づき、非公開としたいと思います。よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] それでは、令和5年度百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会について、公労使三者が集まって議論を行う全体での審議は公開、公労・公使といった二者での個別の審議については非公開といたします。

続きまして、議事3の「特定最低賃金審議運営事項について」ですが、これにつきましては、去る8月23日開催の第5回本審において既に決定されておりますので、本日の専門部会に伝達させていただきます。

この「特定最低賃金審議運営事項」について、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] それでは、特定最低賃金審議運営事項につきまして、その要点のみ御説明させていただきます。お手元の資料No.4を御覧ください。

特定最低賃金の改正決定に係る審議の場合につきましては、3の(2)に記載のとおり、「専

門部会が全会一致で議決した場合に限り最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする」とされておりますので、専門部会において全会一致で決議されれば、その決議が審議会の決議となります。

なお、全会一致でない場合は、再度本審で審議していただくこととなります。

[高倉部会長] 当専門部会は、先ほど決定いたしました「運営規程」及び今ほど説明のあった「審議運営事項」に基づいて運営・審議してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、議事4の「専門部会の審議日程について」ですが、事務局から説明してください。

[山越賃金室長] 令和5年度の百貨店、総合スーパー専門部会の審議日程について説明させていただきます。資料No.5を御覧ください。

本日は第1回目の部会で、この後、事務局から労働経済等関係指標及び最低賃金に関する基礎調査結果等について御説明させていただき予定としております。

その後、労使各側の基本的主張、金額等審議と進めていただきたいと思います。

第2回は10月3日(火)午前10時00分から富山労働総合庁舎5階大会議室で、第3回は10月16日(月)午後2時00分から富山労働総合庁舎5階大会議室で、それぞれ開催させていただきたいと考えております。

予備日は、委員の皆様のご都合の関係上、現在のところ「未定」としてしております。必要となりましたら、改めて調整させていただきたいと存じます。

なお、審議日程(案)の下の方に記述がありますとおり、途中で結審した場合は次回以降開催の必要はございません。

また、先ほど「審議運営事項」について御説明申し上げましたが、特定最低賃金の改正決定に係る審議につきましては、専門部会において全会一致で議決された場合、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって本審の決議となりますので、その場で、審議会会長名で御答申を頂くこととなります。

全会一致での結審に向け、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今後審議日程の変更等が必要となりましたら、専門部会において調整をお願いいたします。

審議日程の説明につきましては、以上です。

[高倉部会長] 今ほどの審議日程(案)について、御意見や御質問等はありませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[高倉部会長] 御意見・御質問がないようですので、審議日程につきましては原案どおりといたします。御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、議事5の「労働経済等関係指標」、議事6の「最低賃金に関する基礎調査結果」及び議事7の「最低賃金に関する労使協定締結状況」について、事務局から説明してください。

[河合賃金室長補佐] 労働経済等関係指標につきまして、資料No.6として資料を配付させていただきますので、簡単に御説明いたします。

この資料は、表紙裏面の目次の内容について経年的にグラフや表で示したもので、毎年事務局から提出している資料です。資料の出所は最終ページに記載のとおりです。時間の関係もありますので、各ページごとの説明は省略させていただき、要点のみ御説明させていただきます。

まず、「生産」についてです。1ページに、代表的な指標である鉱工業生産指数の推移を掲載しておりますが、全国・富山県とも令和4年は前年と比してわずかに減少傾向でございましたが、令和5年に入り上昇傾向に転じています。

次に、「国内需要」についてです。3ページから6ページまでに、百貨店等販売額、新車新規登録台数、住宅建設及び投資関連の指標を載せております。百貨店等販売額、新車新規登録台数、投資関連はいずれも増加・回復傾向ですが、住宅建設はマイナス傾向となっています。

続きまして、「物価・生計費」についてです。7ページに、消費者物価指数の推移を掲載しております。令和5年に入り右肩上がりの状況です。9ページには、標準生計費について掲載しております。富山市の数値に増減が見られますが、〈参考〉に記述のとおり、住宅関係費や雑費Ⅱの増減が主な要因と見られます。

「貿易等」は飛ばしまして、「雇用」について御説明いたします。13ページに景気動向指数の遅行指数とされている常用雇用指数の推移を、15ページに一致指数とされている所定外労働時間指数の推移を掲載しております。常用雇用指数は微増傾向、所定外労働時間指数は微減傾向を示しています。

16ページの全国・完全失業率は横ばいに推移しています。17ページの有効求人倍率は、全国・富山県とも微減傾向です。18ページの求人・求職状況のとおり、求人数と求職数に隔たりがあり、求人数は増改傾向、求職数は微減傾向となっています。

最後に「賃金」について御説明いたします。19ページの図6-1には事業所規模間の格差を、図6-2と次ページの図6-3には地域間の格差を記載しております。決まって支給する給与額の格差について、規模間、地域間いずれもわずかながら拡大傾向です。短時間女性労働者の1時間当たりの賃金額にかかる格差は、多少の改善傾向が認められます。

20ページの図6-4には県内の高校卒初任給を載せておりますが、令和4年は前年に比べ男性は上昇、女性は減少し、男女計で178,500円となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

[山越賃金室長] 続きまして最低賃金に関する基礎調査結果について説明します。資料No.7を御覧ください。

この調査は、最低賃金審議会における金額等審議に資するため、全国統一の調査方法に基づき、県内の中小・小規模事業所の賃金実態を把握することを目的に毎年実施しているものです。百貨店、総合スーパーでは50人以上の事業所を対象としています。

調査対象の賃金は、毎年6月分の賃金で、賃金総額から、最低賃金の算定に当たって除外すべき賃金、具体的には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当の3手当と、時間外労働や休日労働等の所定外労働に対する賃金を除いた額を調べ、それを時間額に換算して集計しています。

調査対象事業所数及び調査実施事業所数は、2ページの表2に示しています。

特定最低賃金が適用される事業所については、表の下から6番目の「特定（産業別）最低賃

金対象産業計」の行にあるとおり、調査対象数が 475 事業所、調査実施数が 288 事業所となっています。

このうち、「百貨店、総合スーパー」は、下から 2 行目にあるとおり、調査対象数が 11 事業所、調査実施数が 8 事業所です。

調査結果については、4 ページのとおり、産別適用除外者を除いて「総括表」として集計し、この「総括表」に基づき、3 ページのとおり、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年分の特性値の推移を表及びグラフに取りまとめています。

これらの賃金分布の特性値のうち、特に低賃金労働者層の賃金実態をより反映している数値として、第 1・20 分位数、第 1・10 分位数などがあります。

第 1・20 分位数というのは、データを低い方から順に並べて 20 等分した際の最も低い境界の所にある値を言い、例えば、全体で 100 のデータがある場合には、その 20 分の 1 に当たる下から 5 番目の所の値ということになります。

今年度の調査結果によりますと、「百貨店、総合スーパー」では、「第 1・20 分位数」が 946 円、「第 1・10 分位数」が 962 円、「第 1・4 分位数」が 993 円、「平均」が 1,223 円となっています。

基礎調査結果については以上です。

引き続き、最低賃金に関する労使協定締結状況について説明します。

特定最低賃金につきましては、御案内のとおり「関係労使のイニシアティブ」によって設定されるもので、いわゆる「労働協約ケース」として申出がなされた場合、決定される最低賃金の水準は関係労使が合意した金額が基礎となり、複数の金額の異なる協定によって申出がなされたときは、その中の最も低い額が事実上の上限となるものとして従来から運用しております。

加えて、富山におきましては、「最低賃金が改定された場合は、その改定額を協定額とする」旨定められているものにつきましては、この上限の制約を受けないものとして整理されております。

今ほどの説明を踏まえ、今年度の百貨店、総合スーパー最低賃金の改正申出に当たって提出された協定書の内容を確認いたしますと、最も低い協定額は 965 円となります。

つきましては、この 965 円が事実上の上限となることについて御留意いただいた上で、御審議をお願いしたいと存じます。

説明は以上です。

[高倉部会長] 今ほどの「労働経済等関係指標」、「基礎調査結果」及び「労使協定締結状況」について、御質問等はありませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[高倉部会長] 質問等がないようですので次に進めさせていただきます。

議事 8 の「参考人の意見表明について」ですが、事務局からお願いします。

[河合賃金室長補佐] 審議運営事項に定める「参考人からの意見聴取等」については、労使各側から意見書の提出がなかったことを御報告いたします。

また、富山労働局では、8月23日の特定最低賃金の改正諮問に伴い、同日付けで、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いました。こちらにつきましても、意見提出期限の9月12日までに意見書の提出がなかったことを御報告いたします。

[高倉部会長] 意見書の提出はなかったとのことですが、8月23日の第5回本審において、意見書の提出がない場合でも審議は行うことと合意されておりますので、次の議題に進みたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] 異議なしとのことですので、審議を進めます。

議事9の「労使の基本的主張」に入ります。労使各側から、今年度の百貨店、総合スーパー最低賃金の改正審議にあたっての基本的な考えをお伺いしたいと存じます。

まず、労働者側からお願いいたします。

[鈴木委員] まず、基本的な考え方を述べさせていただいた後に、各論という形で主張を述べさせていただきたいと思っております。基本的な考え方ですが、一つは特定最低賃金と地域別最低賃金の役割と意義について触れたいと思っております。この百貨店、総合スーパーの特定最低賃金の現行は915円ですが、この度の地域別最低賃金の改正に伴いまして、10月1日から948円で、そういう意味では埋没していますので、改めて特定最低賃金の意義・役割を再認識していきたいと思っております。まず産業別特定最低賃金は、いったん特定という言い方をさせていただきますが、その歴史については御案内のとおり地域別最低賃金よりも早くから設定されておりまして、地域別最低賃金に準じる役割を担ってきております。その後、全国で地域別最低賃金が確立した中で、特定最低賃金と重複するようになってきたという歴史をもっております。特定最低賃金の基盤は、地域別最低賃金とは異なっているということで、特定産業の発展や優秀な人材の確保等の視点を持つという役割と特定産業の公正競争の二つの観点があると言われております。この特定最低賃金と地域別最低賃金の歴史的背景と役割がある中、最近では地域別最低賃金に追い抜かれた特質については、議論もせずに早急に廃止すべきという認識の下、特定最賃の審議をする以前に必要なことが他県でも散見されております。地域別最低賃金の審議につきましては、御案内のとおり中央審議会の目安を踏まえつつ、今年の賃上げ状況や消費者物価の上昇、あるいは最低賃金の近傍で働く方の生活費、そして企業の支払い能力といった法的根拠である3要素を加味して議論された結果が地域別最低賃金であります。一方、特定最低賃金の水準につきましては、昨年の時点での環境要件を踏まえた水準であり、その後特定最賃を取り巻く環境が変化していることを踏まえれば、今年審議した地域別最低賃金のほうが、昨年決めた特定最賃を上回るということの必然性については否めず、議論の整合性が課題だと認識しております。つまり、今年の特定最賃のあるべき水準については、産業の代表的労組から審議の申出があるわけですから、今年を取り巻く環境要件を踏まえつつ、改正された地域別最低賃金の水準をベースにしながら、その産業で働く人たちの優位性、あるいは言葉を変えれば適正な賃金水準をどのように確保できるかという視点で審議に臨みたいと考えております。その意味では、本年度の富山県における特定最低賃金の必要性につきまして

は、先ほどから報告があったとおり、使用者側の適切な判断と公益の先生方の良識ある見解がありまして、全会一致で承認されておりまして、今年も百貨店、総合スーパーの特定最賃について審議できることに、感謝を申し上げたいと思っております。次に特定産業の優位性の確保についてです。安い労働力をいくら積み重ねても、百貨店、総合スーパーの長期的な発展やほかの産業よりも優位な人材が集まることは、あり得ないと思っております。我々の産業の将来やこれまでの優位性、産業へ人材の囲い込み、百貨店、総合スーパーで働く人々の生活、そして魅力ある産業にするための展望はどうあるべきか、特定最低賃金を審議する上で重要視したいと考えておりますので、この後データや指標に基づきながら各論を述べていきたいと思っております。各論ですが、5つの観点でお話をしたいと思います。まず1点目、人材の流出・確保の面であります。今日お渡しいただきました事務局の資料の中でも有効求人倍率が出ておりますが、この7年間の推移については全国平均より富山県は高い倍率でありまして、特に今年の7月の富山県内の有効求人倍率1.43倍ということで、全国平均が1.29倍で比較的高い数値であります。物価高騰や人手不足を背景に、待遇の良い企業へ転職する求職者が増加しており、富山県の採用競争率が高いことを示しております。さらにもっと具体的な数値ですが、資料にはございませんでしたが、こちらで調べてみますと、7月の富山県内の月間有効求人数、これはパートも含みますが、人数では22,328人。これに対して月間の有効求職者数、これもパートを含みますが、15,796人でありまして、企業の人手不足感が数字にも表れていると認識しております。また、事務局の資料の中での失業率では、全国失業者数と失業率が記載されておりましたけれども、富山における7月の完全失業率は2.1%で、これは全国が2.7%に対して16位と、やや安定しているといえます。それから独自に入手した資料になりますが、厚労省の職業安定業務統計からの資料を見てみますと、県内のパートタイム労働者の求人票の募集賃金、令和5年4月の時点での平均で1,086円、下限につきましては1,033円です。実態として地域別最低賃金及び特定最低賃金よりも高い水準で募集されているということでございます。ちなみに令和4年度の1年間を入手した資料から見ましても、募集平均額が1,063円、下限が1,011円です。昨年度の富山の地域別最低賃金が908円ですし、百貨店、総合スーパーは915円ですので、実態とするとそれよりも高い水準で採用しているということです。今日いただいた事務局資料の資料No.7の3ページ、最低賃金基礎調査に基づく特性値の推移（百貨店、総合スーパー）の説明をしていただきましたが、それを見ると令和5年の特定最賃915円に対して、平均でも1,223円です。第1・20分位数でも946円であり、特賃よりも高い金額で採用している実態がこれを見るとうかがえます。このことは昨年、使用者側が根拠にされていらっしゃる企業の支払い能力を見ていくと、全体的には余力があるのかなと考えているということでございます。なお、現場の人材の確保の実態については、後ほど山本委員から補足説明をさせてもらいたいと思っております。2点目の視点ですが、富山県内における百貨店、総合スーパーの役割・意義、統一性特定最低賃金の優位性の確保について述べたいと思っております。百貨店、総合スーパーは、ほかの業種に比べて土日祝日勤務が当たり前で、営業時間の延長によるシフト勤務もあり、生活スタイルが固定化されにくいなど、ほかの業種や産業に人材が流動化しやすい特性を持っているということであります。これは小売業全体の業種特性でもありますが、特に百貨店、総合スーパーでは、労働集約的産業であり、優秀な人材確保が重要な課題であると認識しております。よく言われるように、小売業ではインターネット販売ができるという指摘はありますが、販売やサービスを通じた地域コミュニティの役割まで、これで担えることはないと思っております。

また、近年国内の既往百貨店が、閉店に追い込まれている事例が散見されております。富山では御案内のとおり金沢に本店を構える大和百貨店がありまして、県内でも唯一の百貨店であります。コロナ禍以前のバブル経済崩壊以降、特に既往百貨店が閉店、あるいは業態転換等が余儀なくされている状況がありますけれども、富山における大和百貨店の存在意義といったものは、小売業の中でも高い付加価値のサービスを提供し、県民の文化性を維持、あるいは富山の中心市街地での中核となる店舗であり、同時に富山の歴史文化、情報発信の機能をどうしてもなくてはならない存在だと認識しております。一方、イオンを始めとする大型の総合スーパーにおいては、地域の個人消費の受け皿として、新しいライフスタイルを発信する社会的インフラとして機能を発揮しております。近年のコロナ禍では、連日安定的に食料品等を中心に提供し、県民の生活を支えてきているという状況であります。また食品スーパー、ドラッグストア等小売業の業態変化により、業種の垣根が見えにくい状況にあるからこそ、賃上げの底上げとして百貨店、総合スーパー業種としての優位性を守る必要があると考えております。このように他の産業とは異なる存在意義を持つ百貨店、総合スーパーで働く人たちが、中長期的に安心して働き続けるためにも、賃金水準の確保は必要と考えております。次に3点目の観点ですが、回復傾向にある県内企業の百貨店、総合スーパーについて触れたいと思います。本年6月の全国百貨店、総合スーパーの販売額は1兆7,465億円、前年比で4.4%増。百貨店は4,844億円、5.8%増です。スーパーについては1兆2,621億円、3.8%増ということで回復傾向にあるということです。ちなみに既存店ベースでも、百貨店は4.1%増、スーパーについては2.9%増、前年に対してそれだけ伸びているということです。富山県の6月の大型小売店販売額は113億7,500万円、前年対比で6.7%の伸び、全国の伸び率よりも高い水準であります。既存店の販売額でも前年比5.8%であり、全国よりも高く回復傾向にあるといえると思います。本日は全大和労組の富山支部長の加藤委員が不在でありますので、あまり特定企業だけに特化したことは申し述べることは差し控えたいのですが、地元の百貨店である大和さんの労費については、今年の2月期決算で売上高38億2,700万、前年比で105.2%。営業利益は1億6,800万、前年比で116.6%。経常利益は1億3,300万、前年比で130.2%と発表されております。売上高は香林坊と富山の2店舗合計で増収がありまして、コロナ禍以前の水準に戻ったとされております。また光熱費・電気代・キャッシュレス決済等の手数料支払い等、コスト増が相当な負担ということで、昨年も指摘されていらっしゃいますが、2月決算の内容をみると、販売期及び一般間期の伸び率、昨年に対して101.9%でありました。これに対して売上総利益の伸び率は、それを上回る104.5%。これは従業員を含め、企業努力をされた結果だと受け止めております。さらに、8月からは外国人観光客の増加が見込まれ、百貨店ではインバウンド効果が期待されておりますし、実際富山県内には、多くの外国人観光客が増加していると思います。また、富山財務事務所が発表した県内の7月から9月の法人企業景気予測調査では、生産業DSI景況判断指数が+14.0、2004年の調査開始以来、最高となったと新聞で報道されておりました。非製造業では、新型コロナウイルスの5類以降に伴う人出の回復を反映し、前回の4.9から7.2まで高まっております。県内の企業業績が改善・回復していることを示していると思います。次に4点目の観点です。同一労働同一賃金を目指した賃金水準確保について、お話をしたいと思います。一昨年4月から中小企業にも適用される同一労働同一賃金に基づきまして、短時間労働者といわゆる正社員との間で合意的な理由がなければ、待遇格差を是正・改善することが法的にも盛り込まれていることは御存知のとおりであります。総合スーパーの現場では、短時間社

員が販売・品出し・売り場管理・成育業務まで、一貫した基幹的な業務になっておりまして、正社員と同等の業務も多く、そういう意味では同一労働同一賃金の観点からも、時間給で生活を支えている短時間社員の処遇改善をする必要があると考えております。最後に5点目の観点です。観点といえどもこれはお願いになります。中小企業に対する支援策の活用についてお願いであります。最低賃金改正による国の支援策がいくつかありますが、例えば業務改善助成金・キャリアアップ助成金等最大限活用してもらい、賃上げによる企業負担感を軽減できるように、是非御指導をお願いしたいと思っております。また、原材料価格あるいはエネルギー費、労務費等のコストが上昇する中で、コスト増を下請け中小企業だけでなく、サプライチェーン全体で負担し、中小企業でも賃上げができる環境を整備するために、中小企業庁では適切に価格交渉・価格転換できる環境を整備しております。実際、全国の47都道府県に設置しているよろず支援拠点では、価格転換サポート窓口を新設しておりますし、下請け中小企業の価格交渉・価格転換を波高していることも、広く経営者団体として御指導をお願いしたいと思っております。以上の5つの観点から、百貨店、総合スーパーで働く人材確保の視点やこの業界の優位性の継続を踏まえ、適正な労働価値である最低賃金について議論を是非お願いしたいと考えております。この審議会において、百貨店、総合スーパーで働く人々の雇用の安定、社会的地位の向上を議論し、早期の全会一致による合意形成を是非お願いしたいと考えております。以上、私のほうから主張を述べさせていただきましたが、先ほど申し上げたとおり、現場における人材確保の視点については、山本委員から補足説明をお願いしたいと思います。

〔山本委員〕 現場の人材確保の実態ですが、店舗入館に行きますと、特に食品売り場を中心の働く従業員のメインの方から採用をかけていきますが、なかなか人材の募集がないことが多いということで、新しい人材が入ったとしても、すぐに転職を見ってしまう方も多く、人材の確保ができず、流出が実態として多く上がっております。まずは入り口である賃金が魅力あるものにし、人材を確保しながら産業の長く続く発展につなげていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

〔高倉部会長〕 ありがとうございます。続きまして、使用者側からお願いします。

〔江下委員〕 本県の経済情勢ですが、報道等では回復基調にあると言われてはいますが、中堅企業以上が中心とした回復で、中小・小規模企業におきましては、御承知のとおり、エネルギーあるいは原材料価格の高騰、またゼロゼロ融資の返済開始など厳しい状況でございます。本会のほうで、1,000社を対象に動向調査を実施していますが、7月の結果につきましては、売上は42%が減少、収益は41%が悪化と回答するなど、中小・小規模企業の経営は厳しい状況になっております。こういった状況下におきまして、今年度の地賃におきましては40円アップの948円で答申されました。地賃の審議におきましては、エネルギー価格・原材料価格の高騰、また価格転嫁も進んでいないため、賃金引上げの原資の不足など、使用者側は中小・小規模企業の現状、また3要素につきまして具体的なデータを基に説明したところでしたが、結果は全会一致には至らず、目安どおりの引上げとなったところでございます。本日より百貨店、総合スーパーの特定最賃の審議が始まりますが、百貨店の現状につきましては、郊外型大型ショッピ

ングセンターとの競争、あるいは人口減少の加速、ネット通販の拡大、昨今のエネルギー価格の上昇などにより厳しい状況が続いております。こういった状況下で百貨店の閉店も相次いでいます。2000年ごろ全国で約200余りあった10大都市を除く地方の百貨店が、20年余りで半分近くまで減っています。今年に入っても閉店が続いておりまして百貨店ゼロ県も出ており、今後の動向が懸念されるところでございます。ちなみに大和さんも以前は新潟・長岡・上越・高岡・小松で営業しておられましたが、現在は金沢・富山の2店舗のみとなっております。地方百貨店にとっては厳しい状況が続くのではないかと思います。こういったことから今年度の百貨店、総合スーパーの特賃審議については、実態を踏まえまして審議がなされることをお願いするところでございます。また、近年地賃が急激に引き上げられている状況の下、百貨店、総合スーパーの特定最賃の必要性についても、改めて検証することが必要と思います。以上です。

[高倉部会長] ありがとうございます。今ほど、労使各側から基本的な考え方について御意見をお伺いいたしました。それぞれ、かなり詳しい内容の御発言がございました。同時に、使用者側から、労働者側の御意見に対する反応として、百貨店、総合スーパー最低賃金の特定最賃の必要性について御意見があったところでございます。

続いて、議事10の「金額等審議」に入りたいと思います。このまま全体の場での審議によるのでしょうか。それとも、個別にお話をお伺いしますか。

[労使各側委員] 個別でお願いします。

[高倉部会長] まず、労働者側からお話を伺いますので、使用者側はお呼びするまで、控室でお待ちください。

(個別折衝)

[高倉部会長] 部会を再開します。

労使各側から十分に御意見をお伺いしましたが、本日は第1回目の審議でしたので、双方の主張にはまだ隔たりがございます。

しかしながら、今後調整の余地があるかと思っておりますので、日を改めて再度審議したいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] それでは、次回は10月3日(火)午前10時00分から開催し、改めて審議したいと存じます。

全会一致で結論が得られますよう、各側委員の御協力をよろしく申し上げます。

そのほかに何かございますでしょうか。なければ、本日の審議は以上で終了いたします。

なお、本日の専門部会の議事録確認担当委員には、私のほか、
労働者代表委員からは、山本委員

使用者代表委員からは、江下委員
のお二人にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] それでは、山本委員と江下委員には、後日、本専門部会の議事録を御確認
いただくことになりますので、よろしく願いいたします。

本日は、お疲れ様でした。